平成２８年（フ）第５５７号
福岡市城南区長尾３丁目21番25号
債務者　一野　　翼
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６７号
福岡市博多区諸岡６丁目12番17―208号
債務者　野田　悦子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８号
福岡県みやま市高田町田尻468番地
債務者　松尾　和治
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第８９号
鹿児島県鹿児島市吉野２丁目17番21号（フラワーヒルズＮ201号）
債務者　馬見塚希典
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２２号
秋田県大館市花岡町字小坪川107番地５
債務者　奈良真貴子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第９号
千葉県茂原市本納2316番地２（スペースぴあ壱番館101号）、住民票上の住所千葉県茂原市本納2316番地２（スペースぴあ壱番館202号）
債務者　伊藤　高志
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
京都府相楽郡和束町大字別所小字平ノ畑12番地
債務者　山口　忠文
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　府営長谷団地２棟205号
債務者　中牟田和彦
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　３棟504号
債務者　菊永　孝義
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
京都市西京区上桂前田町21番地４　コキンマンション301号
債務者　小峰　　恵
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
京都市左京区静市市原町646番地２　グループホーム京都左京の家
債務者　野村　　一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
沖縄県那覇市小禄５丁目10番地３　コーポルナ205
債務者　上原　侑司
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５４号
大阪府泉南市樽井８丁目６番５―108号
債務者　巴里　政幸
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
静岡県富士市松岡14―１グランドール岩松北203
債務者　井出　陽子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６７号
兵庫県南あわじ市市青木90番地１　青山マンション204号
債務者　高田　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
群馬県桐生市相生町２丁目1053番地
債務者　木村　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２２号
群馬県みどり市笠懸町鹿4004番地３　石坂アパートＡ棟１―６
債務者　下井　清仙
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

第明治三十五種郵便物認可